

国立大学法人群馬大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

① 役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,236	千円 13,752	千円 5,484	千円 0		
理事 (4人)	千円 64,765	千円 45,528	千円 18,154	千円 266 (通勤手当) 816 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,344	千円 1,344	千円 0	千円 0		
監事 (1人)	千円 12,531	千円 9,396	千円 2,475	千円 660 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,872	千円 1,800	千円 0	千円 72 (通勤手当)		

② 役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,361	44.3	6,956	5,047	78	1,909
事務・技術	309	46.0	5,979	4,358	93	1,621
教育職種 (大学教員等)	599	47.9	8,739	6,297	93	2,442
医療職種 (医師)	0					
医療職種 (看護師)	285	36.0	4,784	3,518	34	1,266
技能・労務職種	6	56.3	5,456	3,965	28	1,491
教育職種 (附属高校教員)	22	37.8	6,816	5,047	73	1,769
教育職種 (附属義務教育学校教員)	49	38.5	6,549	4,823	91	1,726
医療職種 (医療技術職員)	91	44.5	5,695	4,143	58	1,552

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	40	42.7	7,994	5,877	35	2,117
事務・技術	0					
教育職種 (大学教員等)	35	39.5	6,736	4,992	32	1,744
医療職種 (医師)	0					
医療職種 (看護師)	0					
指定職種	5	64.9	16,800	12,072	53	4,728

再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	54	42.5	3,735	2,763	63	972
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	30	47.4	3,482	2,581	74	901
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	45.1	6,913	5,036	62	1,877
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	0					
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	0					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	47.1	3,651	2,696	35	955
医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	26.3	3,093	2,313	51	780

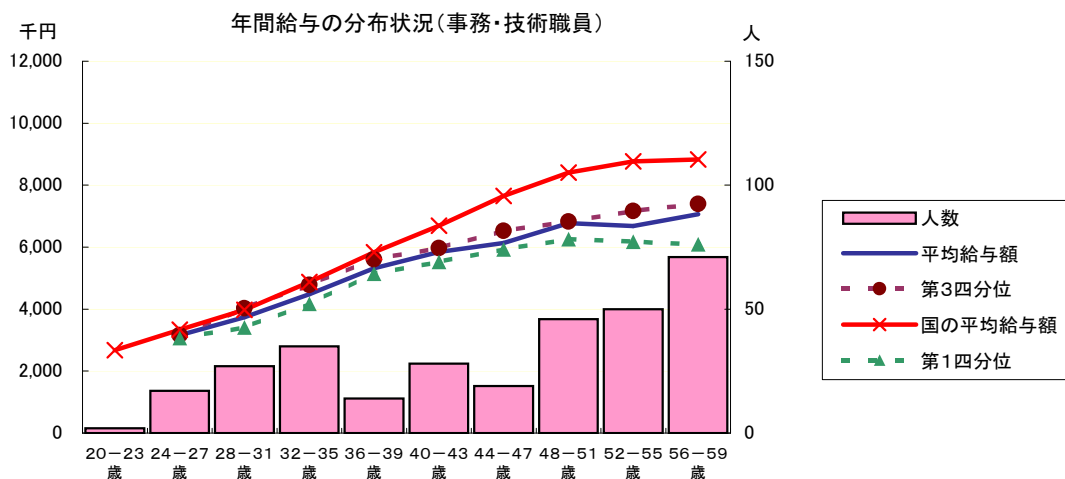
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

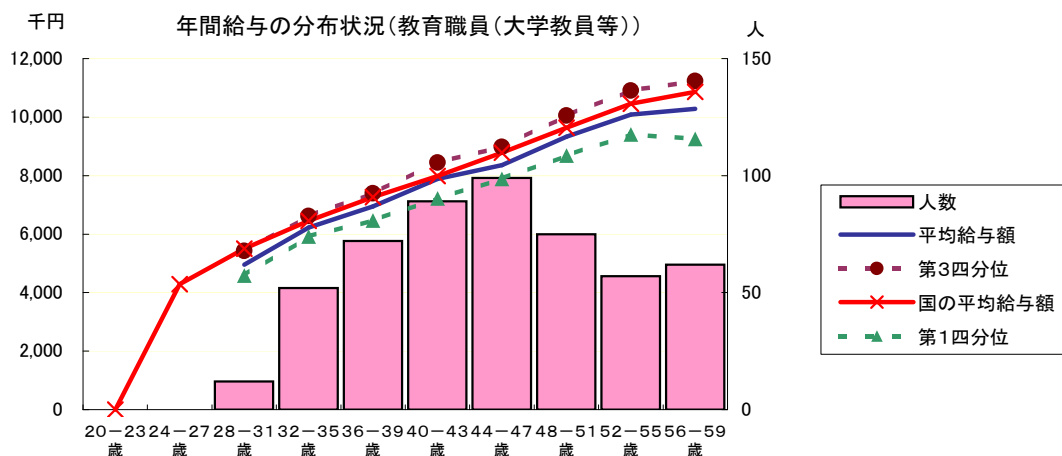
注3:「教育職種(附属高校教員)」の「附属高校教員」とは、本法人においては附属養護学校教員を示す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

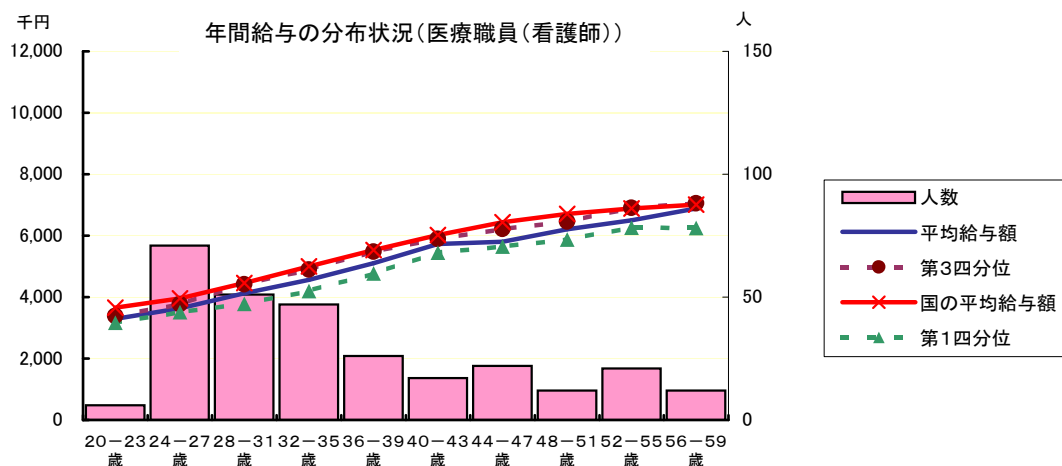
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:年齢20～23歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与の平均額について記載していない。



注:年齢20～23歳及び24～27歳については該当者なし。



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
局長	1	58.5	—	—	—
部長	5	54.5	10,319	10,643	10,997
課長	17	55.3	7,978	8,275	8,577
課長補佐	37	54.6	6,824	7,048	7,252
係長	148	49.1	5,853	6,202	6,666
主任	42	45.1	4,354	5,158	5,781
係員	59	29.7	3,155	3,675	4,080

注1:当大学には各職位において「本部」と「地方」という区分がないため、原則として各職位の前に「本部」と付するところ、付せずに各職位を掲載した。

注2:「局長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額について記載していない。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	223	55.5	9,887	10,482	11,149
助教授	177	46.2	7,929	8,359	8,977
講師	58	45.5	7,650	8,092	8,592
助手	130	38.5	6,022	6,408	6,995
教務職員	11	43.8	4,915	5,408	5,809

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	57.5	—	—	—
副看護部長	3	51.8	—	7,016	—
看護師長	25	50.4	6,251	6,562	7,011
副看護師長	53	42.2	5,152	5,622	6,162
看護師	200	31.9	3,659	4,229	4,642
准看護師	3	54.5	—	5,171	—

注:「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額について記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員	主任・ 一般職員	係長・ 主任	係長
人員 (割合)	309 人	2 (0.6%) 人	22 (7.1%) 人	52 (16.8%) 人	83 (26.9%) 人	62 (20.1%) 人
年齢(最高 ～最低)		— 歳	31～24 歳	44～27 歳	59～35 歳	59～43 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		— 千円	2,576 ～2,089 千円	4,172 ～2,560 千円	4,554 ～3,406 千円	5,044 ～3,941 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		— 千円	3,413 ～2,855 千円	5,595 ～3,498 千円	6,304 ～4,650 千円	6,994 ～5,520 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位	副課長・ 係長	課長・ 副課長	部長・ 課長	部長	事務局長・ 部長	事務局長
人員 (割合)	56 (18.1%) 人	20 (6.5%) 人	6 (1.9%) 人	4 (1.3%) 人	1 (0.3%) 人	1 (0.3%) 人
年齢(最高 ～最低)	59～47 歳	59～50 歳	57～49 歳	58～48 歳	— 歳	— 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	5,435 ～4,586 千円	6,935 ～4,862 千円	6,620 ～5,669 千円	8,239 ～7,288 千円	— 千円	— 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	7,643 ～6,347 千円	9,309 ～6,824 千円	8,994 ～8,073 千円	11,309 ～9,961 千円	— 千円	— 千円

注:1級、10級及び11級における該当者がそれぞれ2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	599 人	11 (1.8%) 人	130 (21.7%) 人	58 (9.7%) 人	177 (29.5%) 人	223 (37.2%) 人
年齢(最高 ～最低)		57～33 歳	58～28 歳	63～36 歳	64～32 歳	64～40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,253 ～3,232 千円	5,783 ～2,845 千円	6,938 ～4,517 千円	7,212 ～4,262 千円	9,622 ～5,618 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,890 ～4,417 千円	7,714 ～3,913 千円	9,512 ～6,328 千円	9,745 ～5,970 千円	13,327 ～7,884 千円

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長・副看護師長	副看護部長・看護師長	看護部長・副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	285人	3人 (1.1%)	200人 (70.2%)	57人 (20.0%)	23人 (8.1%)	1人 (0.4%)	1人 (0.4%)	0人
年齢(最高～最低)		58～52歳	58～23歳	59～30歳	58～43歳	—歳	—歳	—歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,907～3,612千円	4,646～2,359千円	5,056～2,824千円	5,353～4,109千円	—千円	—千円	—千円
年間給与額(最高～最低)		5,389～4,936千円	6,420～3,162千円	6,905～3,901千円	7,482～5,746千円	—千円	—千円	—千円

注:5級及び6級における該当者がそれぞれ1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	68.2%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.9%	31.8%	33.3%
	最高～最低	49.2～31.2%	38.7～28.4%	43.6～29.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.1%	69.5%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.9%	30.5%	32.1%
	最高～最低	40.4～30.8%	37.3～28.1%	35.5～29.3%

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	68.9%	67.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0%	31.1%	32.9%
	最高～最低	42.5～31.8%	38.8～29.1%	40.6～30.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	69.5%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.8%	30.5%	32.1%
	最高～最低	40.4～31.1%	37.3～25.1%	37.9～29.0%

(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	— %	— %	— %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	— %	— %	— %
	最高～最低	— %	— %	— %
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6 %	68.8 %	67.3 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4 %	31.2 %	32.7 %
	最高～最低	40.4～23.1 %	37.3～27.7 %	35.5～27.2 %

注:医療職員(看護師)における「管理職員」の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.4

対他の国立大学法人等

96.1

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一))

96.1

対他の国立大学法人等

94.7

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))

92.6

対他の国立大学法人等

94.8

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

III 総人件費について

区分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,771,870	千円 14,154,225	千円 (%) △ 382,355 (△ 2.70)	千円 (%) — (—)
人件費 (A)+退職手当繰入 +法定福利厚生費)	千円 15,270,967	千円 14,188,176	千円 (%) 1,082,791 (7.63)	千円 (%) — (—)
最広義人件費	千円 17,774,069	千円 16,750,234	千円 (%) 1,023,835 (6.11)	千円 (%) — (—)

注:「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分、労働者災害補償保険分及び文部科学省共済組合本部負担分は含まれていない。

IV 報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職員	無			

2 役員報酬

① 平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当大学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会の当大学に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額した額としている。

② 役員報酬水準の改定内容

法人の長 [無]
 理事 [無]
 理事(非常勤) [無]
 監事 [無]
 監事(非常勤) [無]

3 職員給与

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、当大学内にて決定された当初予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年の人事院勧告に準拠して、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当大学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠) 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることができる。(国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

特になし

V 法人が必要と認める事項

特になし